

公報

第二十六号

一九五四年

三月三十日

主要目次

規 則

○計量法施行規則の一部を改正する規則

1

告 示

○計量器定期検査の施行

1

内政局告示

○煙草納税済証印押捺省略
○煙草納税済証印押捺省略

2 1

警察局告示

○那覇市中央道路(通称牧志街道)の拡張並びに橋梁架設に伴う那覇市内主要道路の交通規制一部変更について

2

中央選挙委員会告示

○琉球政府立法院議員選挙において当選した者の氏名住所及び次点者の氏名得票数並びに当選者と次点者の得票数の差

2

布 令

○琉球復興金融庫の創設(軍政府布令第四号改正第八号)
○訴訟手続(防禦(軍政府布令第一条改正第四号))

6 3

規 則

○規則第二十三号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。
一九五四年三月三十日

行政主席 比嘉 秀平

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則(一九五四年規則第十二号)の一部を次のとおり改正する。
(手数料)

第六百七十七条第一項の次に次の三項を加える。

2 手数料は、収入印紙で納めなければならない。

3 前項の収入印紙は申請書に貼付し、申請書の印章で消印の上、納めなければならない。

4 前項により既に納付した手数料は、返還しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五四年四月一日から適用する。

○告示第六十二号

計量法第百八条の規定に基づいて、計量器定期検査の日時、場所及び区域

を次のとおり定める。

一九五四年三月三十日

行政主席 比嘉 秀平

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域
自五月四日 午前十時から 至五月六日 午後四時まで	石川市役所	石川市一円
自五月十一日	具志川村役所	具志川村一円
自五月十八日 至五月十九日	奥那城村役所	奥那城村一円
五月二十五日	勝連村役所	勝連村一円
自六月一日 至六月二日	美里村役所	美里村一円
六月八日	読谷村役所	読谷村一円
六月十五日	嘉手納村役所	嘉手納村一円
自六月二十二日 至六月二十四日	越来村役所	越来村一円
六月二十九日	北谷村役所	北谷村一円
自七月六日 至七月七日	宜野湾村役所	宜野湾村一円
自七月十三日 至七月十四日	浦添村役所	浦添村一円
七月二十日	北中城村役所	北中城村一円
自七月二十七日 至七月二十八日	中城村役所	中城村一円
八月三日	西原村役所	西原村一円

内政局告示

○内政局告示第九号

煙草消費税法第三条第二項の規定に

より、左記のとおり煙草納税済証印押捺省略を承認しましたから同法施行規則第一条第二項により告示する。

一九五四年三月三十日

内政局長 宮里 勝

記

一、納税済証印の押捺を省略する煙草の種類 マカオ製開切煙草
二、ク 煙草の品名 ビジョン
三、規格、包装
二十本入開封筒所 JERRYKY
U.S. GOVERNMENT. T
AX. TOBACCO. PAID)
の証紙を貼付してあるものに限る。

○内政局告示第十号

煙草消費税法第三条第二項の規定により、左記のとおり煙草納税済証印押捺省略を承認しましたから同法施行規則第一条第二項により告示する。
一九五四年三月三十日

内政局長 宮里 勝

記

一、納税済証印の押捺を省略する煙草の種類
香港製開切煙草
二、ク 煙草の品名
THREE SHEEP
三、規格、包装
十本入、開封筒所 JERRYKY
U.S. GOVERNMENT.
TAX. TOBACCO. PAI
D)の証紙を貼付してある。

警察局 告示

○警察局告示第二号

那覇市中央道路(通称牧志街道)の拡張並びに橋梁架設に伴う、

那覇市内主要道路の交通規制一部変更について

道路取締令(大正九年十二月十六日内務省道路取締令)第十八条第一項の規定に基き、「一九五一年八月一日付沖縄群島公安委員会告示第三号並一九五一年八月一日付改正沖縄群島公安委員会告示第四号を以つて」規制せる那覇市内における諸車の通行を、当分の間左のとおり一部変更し實施する。
一九五四年三月二十五日

警察局長 仲村 兼信

記

一、那覇市内中央道路(通称牧志街道)の松尾巡査派出所前交差点からガーブ橋に至る間(約四百米)道路は、バス、自轉車以外の諸車の通行並びにガーブ橋方向への道路右側の駐車は、これを禁止する。
但し、已むを得ざるものについては、警察官の承認を受けて通行することが出来る。

二、那覇市十区三組京栄造花店前交差点から那覇市十区六組ハロー理髪店前交差点に至る間(通称新成橋通り)の諸車(自轉車を除く)の通行は、新成橋方向へ一方通行とする。
三、那覇市十区六組ハロー理髪店前交差点から那覇市十区十五組興屋商店前交差点に至る間、道路上の諸車(自轉車を除く)の通行は、南米栄橋方向へ一方通行とする。

四、那覇市内中央道路(通称牧志街道)のガーブ橋前から蔡温橋に至る間の

道路上の一方通行は、これを解除する。但し、該道路上のバスの通行及びタクシー空車流し並びに駐車は、これを禁止する。

五、那覇市十区六組ハロー理髪店前交差点から沖映橋を渡り沖繩ドレスメーカー女学院前を経て、さくらバス営業所前交差点に至る間の諸車(自轉車を除く)の通行は、さくらバス方向へ一方通行とする。

六、那覇市五区六組比嘉後商店前交差点から那覇市五区十一組合同バス停留所前交差点に至る間、道路上のバスの通行及びタクシーの空車流し並びに駐車は、これを禁止する。

七、那覇市五区六組新里康信商店前交差点から新成橋を渡り沖映及び沖繩ドレスメーカー女学院前を経て、さくらバス営業所前交差点に至る間、道路上のバスの通行及びタクシーの空車流し並びに駐車は、これを禁止する。

八、那覇市十区三組京栄造花店前交差点から那覇市十区六組、ハロー理髪店前交差点に至る間(通称新成橋通り)の諸車の通行は、これを禁止する。

九、那覇市十区六組ハロー理髪店前交差点から那覇市十区十五組興屋商店前交差点に至る間、道路上のバスの通行及びタクシーの空車流し並びに駐車は、これを禁止する。
十、那覇市四区三組六号松本商店前三

又路から那覇市一区二組二号浜松病院前に至る間、道路の諸車(自轉車を除く)は、蔡温橋方向へ一方通行とし、バスの通行及びタクシーの空車流し並びに駐車を禁止する。
十一、那覇市三区五組山城清源商店前三又路から神里原巡査派出所前交差点に至る間の諸車の諸車(自轉車を除く)の通行は、神里原派出所方向へ一方通行とする。

中央選挙委員会告示

○中央選挙委員会告示第八十九号
一九五四年二月七日中央選挙委員会告示第一号により一九五四年三月十四日執行の琉球政府立法院議員選挙において当選した者の氏名住所及び次点者の氏名得票数並びに当選者と次点者との得票数の差は左記の通りである。
一九五四年三月二十六日
琉球政府立法院議員選挙長 許田 哲正

記

氏名	住所	選挙区	得票数
安谷屋 周良	仲里村字真謝四三番地	第二十三選挙区六、〇一八	
次点者の氏名	上江洲智元		
得票数	五、二七八		
当選者との得票数差	七四〇		
氏名	住所	選挙区	得票数
砂川惠敷	平良市字第二十三番地	第二十三選挙区六、六二七	

次點者の氏名 天久 恵秀 得票数 四、二三三 当選者との得票差数 二、三九四 氏名 住所 選挙区 得票数 下里 恵良 城邊町 第二十二区 六選 五、二一七 五番地	次點者の氏名 砂川 玄仁 得票数 三、九九九 当選者との得票差数 一、二一八 氏名 住所 選挙区 得票数 與那覇 下地町 第二十二区 七選 三、八三七 金一郎 與那覇二七番地	次點者の氏名 羽地 宣仁 得票数 二、七五四 当選者との得票差数 一、〇八三 氏名 住所 選挙区 得票数 大浜國治 石垣市 第二十五区 八選 五、九一一 十五番地	次點者の氏名 崎山 信邦 得票数 四、八三三 当選者との得票差数 一、〇七八 氏名 住所 選挙区 得票数 星 克 大浜町 第二十九区 七選 四、〇八一	次點者の氏名 慶田 盛正介 得票数 三、七七七 当選者との得票差数 三〇四
--	--	--	---	---

布 令

○琉球列島米國軍政府布令第四号(一九五〇年四月十日)改正第八号(一九五四年三月十一日)

琉球復興金融庫の創設

一九五〇年四月十日付軍政府布令第四号「琉球復興金融庫の創設」第二条乃至第六条並びにその改正令を次のとおり改める。

第二条 資本金

一、金庫の当初の資本金は、琉球列島軍政長官が琉銀(以下受託者という)に委託してある一億円であつて、次に定める条件、権限に従ふものとする。

二、資本金の追加は、基本復興計画の達成目的のため、これを認可することができる。

第三条 受託者の権限

一、琉球復興金融庫資金は、左の場合に貸付又は貸越をするものとする。

A 主として漁業、農業、製造業、

鉱山業、林業、輸出貿易業を営む個人、会社、組合及び法人がその主要事業として必要なる道具、機械、設備品及び建物、施設物等の購入、製造、建築又は修理をなす場合。但し、右の貸付金は、右財産の所有者が債務を負い、同財産若しくは借入者の他の財産に一番抵当を設定する。

B 消費用品の運送、取扱、配

給、市場販売に必要な道具、機械、設備品の購入、製造又は修理の為に右事業にたづさわる個人、会社、組合及び法人の場合。但し、右貸付金は、右財産の所有者が債務を負い、同財産若しくは借入者の他の財産に一番抵当を設定する。

C 腐敗性食糧の防腐保管に必要

な道具、機械、資材その他の施設物の購入、製造、建築又は修理の為同事業にたづさわる個人、会社、組合及び法人の場合。但し、右貸付金に對しても同財産の所有者が債務を負い、同財産若しくは借入者の他の財産に一番抵当権を設定する。

D 地震、台風、その他の一般災

害又は不可抗力によつて破壊された建築施設物が財産保管上再建築若しくは修理が必要な場合、右建築施設の再建築若しくは修理をなそうとする個人、会社、組合及び法人。但し、右貸付金に對して同財産の所有者が債務を負い、同財産若しくは借入者の他の財産に一番抵当権を設定する。

E 小中型本籍家住宅の建築に必

要な資材、労務を求めようとする個人、会社、組合及び法人。但し、右貸付金に對してかゝる財産の所有者が債務を負い、同財

F 上水道、下水道、排水かんが

い施設の建設、再建設、修理又は改良を行うとする個人、会社、非営利会社若しくは組合。但し、右事業が工事費を自弁でき、右借入金を支払う能力があり、且つ料金、謝金、使用料の徴収又はその他の方法で適当な期限内に返済し得る場合に限る。

G 資本債務者が、原借入金を金

庫から借入れる資格があり、しかも右原借入金支払の担保能力が充分にある場合。銀行、プロカー又は商社から証券、手形、債務又は債券の購入又は購入割引、再割引、契約をなす個人、組合又は会社。但し、これは首府民政官の許可を要する。

H 本条項の規定以外の貸付を求

める前項A号からG号迄に該当する貸付申請者。但し、首府民政官の許可を要する。

I 市町村役所の主要公共改良事

業用として、但し、あらかじめ首府民政官の許可を得なければならない。

二、同金庫よりのあらゆる運営によ

る利潤及び将来の資本金は、再投資金として同金庫に繰入れる。首府民政官の前掲置に従い、受託者に対する手当は、金庫から支払う。

三、琉球復興金融庫、その資本金、積立金、及び剰余金、財産並びにこれ等によつて生じた収入を含むは、琉球政府又はその管轄下にあるいかなる市町村の課税をもこれを免除されるものとする。本金庫又は受託者に対して提供され又は保持されるに至つた抵当物及びその確保する信用証券類は公衆信託手段としてみなされ、且つ保持され、これ等及びこれから生じた収入については課税を免除されるものとする。他のいかなる規定にもかゝらず、本金庫に債務のある者の財産がその負債総額を支払うのに十分でない場合又は、指定遺言執行人又は管理人の保管する死亡した債務者の不動産がその債務総額を支払うに十分でない場合には、まず本金庫に対する債務を先に支払うものとする。

第四条 管理及び制限

一、いかなる人、又はいかなる会社、商店、法人若しくは、その他の借入者でも、首席民政官の事前承認がない限り、金銭の借入によつて生ずる琉球復興金融庫に対する債務総額は、いかなる場合においても、前期六ヶ月会計期間の末日現在で算定された総資産額の一%を超えてはならない。

二、借入申請書の提出がある場合、これに対し認可を與え又はこれを却下する権限を有する官署は、遅

滞なくそのいずれかに決定をしなければならぬ。若し、この最後決定をなすための資料が適當な時日までに入手できなければその申請は却下されるものとする。いかなる場合においても、申請を無期限に未處理のままに留めておいてはならない。

三、本布令に別に定める場合を除いて、借入申請に対しては受託者はあらかじめ、首席民政官の認可を得る必要はなく申請者につき相当調査をなし、その申請の理由を充分検討の上でこれを處理することができる。

四、首席民政官の認可の可否を必要とする借入申請に対しては、受託者はこれに調査報告書並びに受託者の推薦状を含む他の必要な一般報告書等を添えて首席民政官へ送付し、その認可を得る。

五、貸付又は契約証書の購入は、普通長期融資を建前とする場合に限る、これをなすことができる。本条の長期とは、三年以上及び本条の末尾の表の最長年限以内の期間のことをいう。但し、借受人が借入金返済に實際に要する期間又は貸付若しくは契約書の特別の目的を達成するのに要する期間を超えた期間の貸付又は契約証書の購入をしてはならない。借受人は、借入金をあてたる事業へ左記の表に記載せる最少限度の金額以上の現金を

投資して始めて借受適格者となるものとみなされる。實際貸付をなす場合は、右に述べた表の利率にのみよるものとする。左記に貸付期間として認めた期間は、利率を除いてはその貸付のためのみの最

貸付種目 満了日(期間)

利率

自己資金(最少限)

農 業	コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	二〇%
	木造建築	五年	七%	三〇%
	土地開発	十五年	五%	二〇%
	茶園開発	十年	六%	二〇%
	桑園開発	七年	六%	二〇%
	その他の農業種目	五年	六%	二〇%
森 林	コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	二〇%
	木造建築	五年	七%	三〇%
	その他の森林種目	五年	六%	二〇%
	製造及び加工	十年	七%	二〇%
	コンクリート又は煉瓦建築	五年	七%	三〇%
水 産	その他の非消耗施設設備品	五年	六%	二〇%
	木造建築	五年	七%	三〇%
	コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	二〇%
	木造建築	五年	七%	三〇%
	鋼鉄底ボート(三〇電以上)及びこれに附帯する非消耗設備品	七年	七%	二〇%
運 輸	その他のボート及びこれに附帯する非消耗設備品	四年	七%	三〇%
	ボート大修理又はこれに附帯する非消耗設備品の追加	三年	七%	三〇%
	その他の非消耗施設設備品	五年	七%	三〇%
	コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	二〇%
	木造建築	五年	七%	三〇%

長及び最短期間若しくはそのいづれかの条件を表わすものであつて、實際貸付をするにあつては、正しく判断をして右貸付を保證する条件が必要であればもつと嚴重な必要條件を附さねばならない。

貸付種目	満了日(貸付期間)	利率	自己資金(最少限)
木造建築	五年	七%	三〇%
鋼鉄底ボート(三〇〇トン以上)及びこれに附帯する非消耗備品	十年	七%	二〇%
鋼鉄底ボート(三〇〇トン以下)及びこれに附帯する非消耗備品	七年	七%	二〇%
その他のボート及びこれに附帯する非消耗備品	五年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
ボート大修理及びこれに附帯する非消耗備品の追加	三 $\frac{1}{2}$ 年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
その他の非消耗施設備品	五年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
商業建築			
各種住宅	十五年	七%	二五%
コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	三〇%
木造建築	十年	七%	二五%
個人貸家屋	十二年	七%	三〇%
コンクリート又は煉瓦建築	八年	七%	二五%
木造建築	十年	七%	三〇%
コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	二〇%
木造建築	五年	七%	三〇%
その他の非消耗施設備品	五年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
準消耗施設備品	三 $\frac{1}{2}$ 年	七%	五〇%
その他の商業種目			
コンクリート又は煉瓦建築	十年	七%	三〇%
木造建築	五年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
その他の非消耗施設備品	五年	七%	三三 $\frac{1}{2}$ %
住家			
コンクリート又は煉瓦建築	十五年	六%	二〇%
木造建築	十年	六%	二〇%
市町村役所			
コンクリート又は煉瓦建築	十五年	六%	二〇%
木造建築	十年	六%	二〇%

- 校舎建築 十年 五% 一〇%
- その他道路、上下排水施設、水道、護岸、港湾等の地方自治体種目 (2)
- (1) 借受人所有の抵当に入っていない土地で貸付担保に包含されているものは、所要最少限自己資金の十%の代りに市価の七十%で受理することができる。但し、該土地の使用は建築用地で事業運営に必要な場合。
- (2) 個々の申請に対しては、借受人の財政状態を調査の上貸付保証に必要な正当条件の認可に充分なる考慮を払わなければならない。但し、当該貸付に対する最大及び若しくは最少期限は一般に三カ年から十カ年迄を貸付最大期限とし年利五%、自己資金最少二〇%とする。
- 六、貸付又は分割貸付の期限は、首席民政官の認可なくしては、当初の期限から一年を超えてこれを延長してはならない。
- 七、別に首席民政官による定めがない限り、前掲当制以外によつては貸付してはならない。貸付に足る最少限額抵当の適當な市価は、当初所要の最少限自己資金に貸付金額を加えた額に相当しなければならぬ。該額抵当は、貸付保証上必要ある場合、随時これを審査しなければならない。
- 八、資金を再融資若しくは資本として運用する者に貸付をしてはならない。
- 九、疎銀は、個人の資格において他の商業組合との取引のために設けられた条件と同様な条件に従い、受託者の資格としての疎銀と取引することができる。なお、更に疎銀は首席民政官の事前の認可を得て、コールマネーとして疎銀自身へ短期貸付をなすことができる。
- 十、受託者は、外国人又は外國の支配下にある個人若しくは組合へ貸付をすることはできない。又あらかじめ首席民政官の認可を得た場合を除いて見返抵当として外國証券若しくは財産を引受けてはならない。
- 第五條 報告及び会計検査
- 一、受託者は、正規の帳簿以外に同金庫の会計及び記録を保存しなければならない。徴収法、報告の形式、貸付投資資金及び抵当物件の保管施設については、個々貸付の認可済文及条件をよく遵奉して金庫を運営していることを明らかにするために、受託者の一般記録簿と區別して保持しなければならない。
- 二、受託者は、長期信用貸付報告事項を統合して、毎年計師の信用貸付計画書の様式通りにこれらを作成して提出する。住民の財源と

して使用すべき信用貸金に関する規定は、首席民政官がこれを考慮する。

三、琉球銀行監査官は、財政部長經由首席民政官へ琉球復興金融基金の財政状態につき年二回の報告をするものとする。その報告書には、收支及び延滞貸付を含む財源及び債務報告並びに運営及び会計方法における不法及び若しくは欠陥、その他を記載するものとする。受託者は、その他法律及び首席民政官の要求する所定の報告書を提出しなければならない。

第六条 解除

本信託は、民政副長官の指示により解除する。同金庫解除の際の資金残額及び財産は、民政副長官の指示により譲渡するものとする。

民政副長官の命により發布する。

首席民政官

米國陸軍准將

チャールズ・V・プラムリー

○琉球列島米國軍政府布令第一号改正第四十号(一九五四年三月十六日)

訴訟手続—防禦

第一条 一九四九年六月二十八日付、布令第一号「刑法並びに訴訟手続法典」の第一部、三章、七節、四項の末尾に次の条文を追加する。

「但し、いかなる人といえども、米國民政府裁判所の管轄に属する犯罪につき、同裁判所において、起訴及

び審理されたという理由により、米政府裁判所において審理された当該犯罪以前又は以後において同人が犯した別の犯罪につき、琉球裁判所制に基く裁判所又は米政府裁判所のいづれかによる起訴及び科刑を妨げるものではない。」

第二条 この改正は、一九五四年三月十六日から効力を発する。

副長官の命により發布する。

首席民政官

米國陸軍准將

チャールズ・V・プラムリー

登記公告

合資会社設立

一、商号 沖縄建設合資会社

一、本店 北中城村島袋区貳百七番地

一、目的

一、アメリカ人又は其の他の沖縄駐在外国人に住宅の貸與又は売却する為の建築

二、右に附帯する土木工事其の他の一切の事業

一、代表社員の名

比嘉 秀盛

一、存立の時期

設立の日より満貳拾年

一、社員の名住所出資額及び責任

北中城村島袋区貳百七番地

金百万円 無限 比嘉 秀盛

北中城村島袋区四百九拾番地

金五拾万円 有限 比嘉 松助

北中城村島袋区叁百八拾貳番地

金五拾万円 有限 比嘉 秀盛
右一九五四年参月貳拾参日登記
胡差登記所

合資会社解散

一、商号 合資会社手那原沖映館

一、本店 與那原町森下区壹班

右一九五四年参月貳拾参日登記
右一九五四年参月貳拾参日登記
與那原登記所

人事異動

原田 為喜

電気委員会委員を解く。

(一九五三年十二月二十五日)

(各通) 社会局 玉城 正次

金武保健院 渡久地トヨ

名護保健所 山里 将米

願により本職を解く。

(以上二月二十八日付)

安里 善次

電気委員会委員を委嘱する。

工務交通局 安次 慎

那覇中央電報局勤務を命ずる。

吉川 正一

那覇電気通信工事局勤務を命ずる。

法務局 池間 義雄

檢察庁勤務を命ずる。

松田 重一

名護保健所勤務を命ずる。

(以上三月一日付)

(各通)

高江洲 彰
友寄 隆
吉川 弘
豊里 昌男

安谷屋康男

仲宗根 潤

太田 守喬

富原盛次郎

太浜 浩美

石垣 正起

源 武次

羽地 朝治

内間 三郎

大城 忍

宮里 順子

國吉 澄子

照屋善美子

琉球税關勤務を命ずる。

(以上三月十日付)

赤嶺 隆

内政局主計課勤務を命ずる。

(三月十一日付)

(各通) 名護保健所 中本八重子

法務局 木下 正吉

願により本職を免ずる。

(以上三月十五日付)

琉球税關勤務を命ずる。

漢那行 一郎

名護保健所勤務を命ずる。

(以上三月十六日付)

岸本 芳子

発行所

行政主席官房文書課

(向春印刷社印行)